

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成28年2月24日  
経済産業省商務流通グループ  
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成27年度第2回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

(内閣総理大臣への報告等)

#### 第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

## 原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201400217 平成26年6月10日(福岡県) 平成26年7月16日	延長コード	HS-T1113W	株式会社オーム電機	(火災) 当該製品を含む複数の延長コードに複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○事故発生時、事故現場には当該製品のほか複数の延長コードやサーキュレーターが認められた。 ○どの製品にどの製品を接続していたのかは不明である。 ○当該製品の焼損は著しく、電源プラグを含む延長コードの一部が確認できなかった。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201400221(延長コード)と同一事故
2	A201400221 平成26年6月10日(福岡県) 平成26年7月17日	延長コード	E5018	大和電器株式会社	(火災) 当該製品を含む複数の延長コードに複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○事故発生時、事故現場には当該製品のほか複数の延長コードやサーキュレーターが認められた。 ○どの製品にどの製品を接続していたかの情報は不明である。 ○当該製品の焼損は著しく、当該製品の電源コード部はタップ付近で断線しており、タップ部は確認できなかった。 ○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201400217(延長コード)と同一事故
3	A201400373 平成26年9月7日(長崎県) 平成26年9月24日	エアコン	F40BTEP-W	ダイキン工業株式会社	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、制御基板とファンモーター接続のコネクターは、制御基板側に異常は確認されなかったが、モーター側はコネクター樹脂やリード線被覆が焼失していた。 ○ファンモーター側コネクターにおいて、電源線端子の先端部に溶融痕が認められた。 ○制御基板、電源プラグ及びファンモーターの巻線に異常は認められなかった。 ○事故発生前に、当該製品から水漏れが起きていた。 ●当該製品のファンモーターコネクター部において、トラッキング現象が発生し出火したものと推定されるが、当該製品の焼損は著しく、トラッキング現象が発生した経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (販売時期から約11年~14年と推定)
4	A201400387 平成26年9月14日(山口県) 平成26年9月30日	換気扇	V-08PQU-DH	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、海岸付近の住宅に設置されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、確認できた部品は、ファンモーター、本体スイッチ等であり、電源端子台については確認できなかった。 ○ファンモーターの外郭は、著しく腐食し焼損していたものの、内部に焼損は認められなかった。 ○本体スイッチに出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (他の部屋で使用されていた同等品の製造時期から約13年と推定)
5	A201400437 平成26年8月20日(神奈川県) 平成26年10月17日	携帯電話機(スマートフォン)	F-09E(株式会社NTTドコモブランド)	富士通株式会社(株式会社NTTドコモブランド)	(重傷1名) 当該製品に着信があったため応答したところ、大きな音が鳴り、耳を負傷した。	○当該製品は正常に通話ができ、異常は認められなかった。 ○事故発生時の設定は確認できなかった。 ○着信時に表示される「電話に出る」ボタンと、通話中に表示される「音声切替」ボタン(ハンズフリー切替)が近接していた。 ○通話中に表示される「電話を切る」ボタンの押下時の音は、ハンズフリー時では119dBsplであった。 ○当該製品には、通話中にタッチパネルの操作を防ぐための近接センサーが搭載されているが、当該製品の耳への当て方(近接センサーと耳の間に髪の毛が挟まる等)によっては近接センサーが反応せず、画面操作が可能であった。 ●当該製品の着信時に誤ってハンズフリーに切り替えて受話口へ耳を当てたところ、近接センサーが反応しない状態で画面に触れて「電話を切る」ボタンが押されてしまったため、「電話を切る」ボタンの押下時の音(119dBspl)で負傷したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
6	A201400462 平成26年10月20日(群馬県) 平成26年10月30日	電気カーペット	DC-1F1	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コントローラー部の電源コードコネクターの内側に、著しい焼損が認められた。 ○電源コードコネクターの刃受金具の片側はプラグ刃とともに熔融、焼失しており、カシメ部の熔融痕のみが残存していた。 ○基板側プラグ刃は両極とも根元で溶断していた。 ●当該製品のコントローラー部の電源コードコネクタから出火したものと考えられるが、コネクタ内の焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201400490 平成25年8月22日(大阪府) 平成26年11月10日	介護ベッド	XVA131301P	松下電工株式会社(現 パナソニックエレクトロニクス株式会社)	(重傷1名) 当該製品から降りようとした際、転倒し、左足を負傷した。	○使用者が当該製品から降りて歩き出す際に、サイドバンパーに左下肢を引っかけて転倒し、左大腿骨頸部を骨折する負傷を負った。 ○当該製品を調査できなかった。 ○事故当時の詳細な状況を入力できなかった。 ●当該製品の状態を確認できず、事故当時の情報も開示されないため、調査できなかった。	
8	A201400491 平成26年10月27日(京都府) 平成26年11月10日	電気あんか	DW-17SA	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードは本体側根元で断線していた。 ○電源コードを別の電源コードに取り替えて通電したところ当該製品は正常に動作した。 ○当該製品は30年以上使用されている。 ●当該製品は、電源コードが本体根元部分で半断線状態になり、スパークが発生し、出火に至ったものと推定されるが、製品の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201400544 平成26年11月17日(長崎県) 平成26年12月2日	電気冷蔵庫	R-K40MPAM	日立アプライアンス株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は著しく、金属以外の樹脂部品は全て焼失していた。 ○当該製品内部から、コンプレッサー、コンプレッサー冷却用ファンモーター及び霜取りヒーターを確認できたが、各部品に出火の痕跡は確認されなかった。 ○電源コードの断線部に認められた熔融痕は、解析の結果、二次痕と判断された。 ○その他の電気部品は、焼損が著しく、確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201400587 平成26年12月8日(大阪府) 平成26年12月18日	電子レンジ	ER-J6	東芝ホームアプライアンス株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○使用者は、当該製品に少量の食品(100g程度)を樹脂製のフタを被せた状態で入れ、自動調理モードにて調理を行った。 ○庫内の残渣物の焼損は著しく、庫内一面にススの付着が認められたが、機械室内部に発火の痕跡は認められなかった。 ○使用者の使用方法で実施した再現試験の結果、発火には至らなかった。 ○当該製品下部のアンテナ部モーターの動作確認ができず、回転部が正常に働いていたか否かは確認できなかった。 ●当該製品は、機械室内に発火の痕跡は認められないことより、少量の食品に樹脂製のフタを被せた状態で自動加熱したため、発煙、発火に至ったものと推定されるが、再現試験では発火に至らなかったこと、また回転部の動作状況が不明であり食品に電磁波が集中して発火した可能性を否定できないことから、事故原因を特定するには至らなかった。	
11	A201400611 平成26年12月8日(香川県) 平成26年12月25日	空気清浄機(加湿機能付)	KC-Z65	シャープ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は熔融し原形をとどめていなかった。 ○電源コード、内部配線などの確認できた電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、ファンモーター、電源プラグ等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201400644 平成26年11月25日(熊本県) 平成27年1月6日	電気ストーブ (オイルヒーター)	310912TE	ユー・ティー・シー ジャパン株式会社 (デロンギ・ジャパン 株式会社が事業承 継)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品を格納していたパソコンラック下で複数の電気コード、延長コードが絡みあった場所の焼損が著し かった。 ○断線している電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕の判断はできず、電源プラグやコードの 一部が確認できなかった。 ○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品本体に異常は認められないが、電源プラグや電源コードの一部が確認できず、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201400648 平成26年12月23日(新潟県) 平成27年1月7日	除雪機(歩行 型)	SD1123DK	フジコーポーレ ーション株式会社	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製 品を使用中、当該製品の回 転部に巻き込まれ、病院に 搬送後、死亡が確認され た。	○本来使用者の腰に取り付けられているはずの非常停止スイッチのキャップ及びひもが当該機器に付いたまま の状態自宅脇の格納場所に戻されていた。 ○発見時使用者は意識が有り、除雪機に体の上に乗られた、顔は避けたが、左足が痛い旨を言っていたとのこ と。 ○近隣住民が使用者を発見時、当該製品は、使用者が倒れていた場所から離れた隣家の敷地の1.5mの積雪部 にハンドル部が接触し、停止していた。この際、エンジンは掛かっており、オーガは回転していた。 ○上部後進時非常停止装置、下部後進時非常停止装置、緊急停止ボタン、非常停止スイッチは、当該製品に装 着されていた。 ○レバー等の操縦部に、欠損している部品は認められなかった。 ●当該製品は、使用者が転倒したために当該製品に足を巻き込まれ事故に至った可能性が考えられるが、事故 発生時の使用状況は不明であり、当該製品を確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定 には至らなかった。	
14	A201400654 平成27年1月4日(東京都) 平成27年1月9日	延長コード	4WA-3W	株式会社オーム電 機	(火災) 当該製品をコンセントに接 続して使用していたところ、 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○可動式電源プラグの焼損が著しく、プラグ内部の導電板の折損により片側の栓刃が脱落し、周辺の樹脂が焼 損していた。 ○電源コードは電源プラグ側のコードプロテクターで大きく曲がり変形していた。 ○脱落した栓刃側の可動部カシメ付近は、金属腐食により導電板の欠損及び可動部の固着が認められた。 ○栓刃の変形、溶融及びスパーク痕は認められず、異常発熱した痕跡も認められなかった。 ○電源コード、タップに異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグ根元付近から電源コードを曲げて使用したことで、栓刃側の可動部カシメに応力が加 わり、接触抵抗が増加し、異常発熱して焼損に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、栓刃側の可動部カシ メ及び導電板の詳細な状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
15	A201400681 平成26年9月13日(福井県) 平成27年1月20日	ろうそく(芳香 用)	ハッピーグラス キャンドル	株式会社大創産業	(火災) 建物を全焼する火災が発生 し、現場に当該製品があっ た。	○同等品は、ろうの融解する範囲が広い、芯の形状がアーチ状になる等、液面燃焼に至る条件が備わっていた ものの、確認試験においては、液面燃焼の発生は認められなかった。 ○事故発生時の、当該製品の状態は不明であった。 ●当該製品は、液面燃焼に至る条件が備わっていたことから、使用中に液面燃焼が発生して炎が周辺の可燃物 に着火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特 定には至らなかった。	
16	A201400684 平成27年1月10日(石川県) 平成27年1月21日	光回線終端装 置	AS-2000GNS -1G(KDDIプラ ンド:H06NU5)	三菱電機株式会社 (KDDI株式会社 a uブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品を交換・設置してから約8時間後に、当該製品の周辺から出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、内部基板の銅箔パターンも部分的に焼失、剥離していた。 ○基板上の一部部品、ACアダプターの接続端子等、確認できない部品があった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品が あったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A201400686 平成26年12月13日(東京都) 平成27年1月22日	はしご(アルミニウム合金製)	ANP40F	アルインコ株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品から降りようとしたところ、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、全長4.02mの二連式はしごである。</li> <li>○使用者は、当該製品を初めて使用し、天井裏ロフト内の窓を開めるため上はしごの踏ざんを2段ほど伸ばし、補助者なしで天井に設置された昇降口に当該製品上部を差し入れ、床(比較的滑らかなフローリング)に下部を設置し、下から3～4段目まで降りたときに当該製品下部が後方に滑り、前倒しに転倒した。</li> <li>○下はしごの下から2段目の踏ざんの裏側に亀裂が生じ、その付近の支柱が曲がっており、上はしごは上に伸ばせなかった。</li> <li>○滑り止め用端具の底面端部に擦れ痕があったが、床との接地面に著しい摩耗や空洞等の成形不良はみられなかった。</li> <li>○当該製品の支柱の寸法、板厚等の寸法は自社基準値を満たしており、上はしご止め具に変形はなく作動は円滑であったが、当該製品の滑り止め用端具の摩擦係数は確認できなかった。</li> <li>○同等品は、JIS S 1121「アルミニウム合金製脚立及びはしご」に定める支柱、踏ざんの強度、滑り止め用端具の摩擦係数等を満たしていた。</li> <li>●使用者が、天井裏からはしごを下りる際の振動により滑り止め用端具が後方に滑り、はしごの上部が天井の開口部から外れ、事故に至ったものと推定されるが、事故発生時の使用角度、床面の状態等の詳細及び滑り止め用端具の摩擦係数を確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
18	A201400690 平成26年12月1日(愛媛県) 平成27年1月22日	電気ケトル	BF8057JP	株式会社グループ セブジャパン	(火災) 当該製品に他社製の電源プレート(電気ケトル用)を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者は、当該製品を他社製の電源プレートに接続して使用していた。</li> <li>○当該製品は、ヒーター部のステンレスプレートに熱による変色が認められ、ヒーター部のアルミダイキャストの一部に溶融が認められた。</li> <li>○当該製品の空だき防止装置に著しい焼損が認められ、当該装置下部の当該製品と電源プレートとの電源接続部が著しく焼損し、接続端子に溶融痕が認められた。</li> <li>●当該製品のヒーター部の焼損状況から、空だき時に空だき防止装置が作動しなかったため出火したものと推定される。当該装置が作動しなかった原因は、他社製の電源プレートの使用により電源接続部が過熱し、当該装置が破損した可能性もあるが、当該製品の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・A201400602(電源プレート(電気ケトル用))と同一事故
19	A201400695 平成27年1月1日(大阪府) 平成27年1月26日	高圧洗浄機	K2.255	ケルヒージャパン株式会社	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の焼損は著しく、樹脂部は原形を留めていない状況であった。</li> <li>○電源コードは機器内部の本体底部に位置する箇所まで断線しており、断線部に溶融痕が認められた。</li> <li>○その他の部位に出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品は水圧が下がると自動的に運転状態になるものであり、事故発生時、止水栓は閉じた状態であった。</li> <li>●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、電源コードから出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
20	A201400703 平成26年11月17日(熊本県) 平成27年1月29日	電動工具(卓上ボール盤)	TB-2131 (リョービ株式会社ブランド)	株式会社東洋アン シエイツ(リョービ株式会社ブランド)	(重傷1名) 作業場で当該製品を使用中、当該製品のドリルが破損し、破片が左手に当たり負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時、当該製品のチャック部に木工用ドリル(ドリル部直径25mm)を取り付け、回転数を最大(3600回転/分)の状態電源を入れたところ、ドリルがぐらついて大きく旋回して破損した。</li> <li>○当該製品の軸は曲がっており、軸振れが生じていた。</li> <li>○軸振れが生じていない同等品にドリルの同等品を取り付け、再現実験を行ったところ、回転数を最大にしても、ドリルは変形しなかった。</li> <li>○軸振れが生じている当該製品に、ドリルの同等品を取り付け、再現実験を行ったところ、2610回転/分では異常は生じなかったが、最大回転数ではドリルの握み部付近が曲がり変形が生じた。</li> <li>○ドリルの本体パッケージには、「高速回転(2500回転/分以上)の電動工具では使用しない」旨、記載されている。</li> <li>●当該製品の軸振れが生じた状態でドリルを高速回転させたため、遠心力によりドリルが曲がり破損したものと推定されるが、軸振れが生じた時期や経緯は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201400720 平成27年1月14日(新潟県) 平成27年2月3日	運動器具(ルームランナー)	DK-1320CA	大広株式会社	(重傷1名) 公共施設で使用者(70歳代)が当該製品を使用していたところ、転倒し、左腕を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用者が当該製品を4.8km/hの一定速で使用していたところ、走行ベルトの速度が上がり、バランスを崩して転倒した。</li> <li>○事故発生時、使用者は当該製品正面の操作パネルの下にある金属棒に掴まっており、操作パネルや左右の手すりにある操作ボタンには触れていなかった。</li> <li>○当該製品には緊急停止用のセーフティーキー(紐)があり、体に紐の端を取り付けて引くと製品が停止する仕組みであったが、使用者はこれを装着していなかった。</li> <li>○事故直後、当該製品の走行ベルトは動いていたが、操作パネルにエラー表示や速度表示がで表示されていたかは確認できていなかった。</li> <li>○速度調整用ボタンのカバーが破損して穴が空いており、内部のスイッチが露出していた。また、当該スイッチの反応が悪かった。</li> <li>○当該製品内部にある走行用モーター速度検出用ディスクにホコリが付着していた。</li> <li>○同じ施設に設置されている他社製のルームランナーを運転したところ、当該製品を接続していたコンセントの交流電源の波形にノイズが認められた。</li> <li>○事故発生時に他社製のルームランナーが運転していたかは特定できなかった。また、当該型式製品はラインノイズ試験を受けておらず、当該製品の電氣的ノイズに対する耐性がどの程度であるかは確認できなかった。</li> <li>●当該製品に破損やホコリの堆積が認められたほか、電氣的ノイズの影響を受けた可能性も推定されたが、それらと事故との明確な因果関係を特定するには至らなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
22	A201400737 平成27年1月25日(山形県) 平成27年2月5日	電気式浴室換気乾燥機	FY-14UWM	松下精工株式会社、松下エコシステムズ株式会社 または パナソニックエコシステムズ株式会社(現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	(火災) 倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は浴室や洗面所で使用する製品であるが、倉庫内で消毒した福祉用具の乾燥用として使用されていた。</li> <li>○当該製品のほとんどが焼失し、吹き出し口の網しか残存していなかった。</li> <li>○事故現場の焼損は著しく、出火元を特定できなかった。</li> <li>●当該製品の焼損が著しく、電気部品等を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・使用期間:不明 (製造時期から6~13年と推定)
23	A201400739 平成27年1月11日(大阪府) 平成27年2月6日	エアコン	RAS-221LHL	株式会社東芝(現 東芝ライフスタイル株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の焼損は著しく、熱交換器のアルミフィンの右側下部に強い焼けが認められた。</li> <li>○回収された当該製品内部の電気部品に発火の痕跡は認められなかったが、制御基板は原形を留めず焼損し、ヒューズ、ラインフィルター等大半の部品は確認できなかった。</li> <li>○当該製品の電源コードは、本体引出部から僅かに出た位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが一次痕か二次痕かの判別はできなかった。</li> <li>●当該製品の残存する電気部品に発火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・使用期間:約25年
24	A201400744 平成27年1月3日(兵庫県) 平成27年2月12日	電気ストーブ	YA-D822(NもしくはM)	ユアサプライムス株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の焼損が著しく、樹脂部品は溶融しており、事故発生時の使用状況は確認できなかった。</li> <li>○ヒーター管、内部配線、電源コードに発火の痕跡は認められず、転倒オフスイッチ、電源スイッチ、温度ヒューズは確認できなかった。</li> <li>●当該製品の焼損は著しく、残存している電気部品には発火の痕跡は認められなかったが、一部確認できない部品等があり、また詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
25	A201400748 平成27年2月1日(愛知県) 平成27年2月12日	プリンター(複合機)	MFC-J700DW	ブラザー販売株式会社	(火災) 大学で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の焼損は著しく、本体の外郭樹脂は焼失していた。</li> <li>○電源コードは本体側コードプロテクター端部で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か判定することはできなかった。</li> <li>○本体内の電気部品に溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品に付属の電話機の子機(バッテリーはニッケル水素)及び充電台は、充電台の電源コードのみが断線した状態で確認でき、断線部には溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か判定することはできなかった。</li> <li>●当該製品の残存する電気部品に発火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A201400751 平成27年2月2日(神奈川県) 平成27年2月12日	延長コード	WH2653	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の可動式電源プラグの片側に焼損が認められた。</li> <li>○電源プラグの栓刃はやや変形していた。</li> <li>○電源プラグ内のコードカシメ部に異常は認められなかった。</li> <li>○接続していた本棚のサービスコンセント表面が焦げており、刃受金具には栓刃の厚みを超える拡がりが見られた。</li> <li>●当該製品の可動式電源プラグが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
27	A201400756 平成27年1月29日(静岡県) 平成27年2月13日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	EZ9L45	パナソニック株式会社	(火災) 車内に当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の8本のセルのうち2本の外装缶に、外部短絡による溶融痕が認められ、内部の電極体は著しく焼損していた。</li> <li>○当該製品及び電動工具の接続端子部に異物等の付着は認められなかった。</li> <li>○電動工具に同等品を装着したところ、正常に動作した。</li> <li>○当該製品の収納ケース内に金属粉等の導電性異物が確認された。</li> <li>●当該製品内部の2本のセルに外部短絡による溶融痕が認められたことから、導電性異物が侵入したためセルが外部短絡し、過電流が流れてセル内部が異常発熱し出火に至ったものと推定されるが、導電性異物の侵入した経緯が特定できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
28	A201400785 平成26年8月31日(東京都) 平成27年2月26日	自転車	UAC552	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、サドルが脱落し、転倒、左手を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2013年2月頃に購入し、約一年半使用した。毎日合計約20kmの距離を通勤で使用していた。</li> <li>○サドルの固定は、舟線にM8の固定ボルト1本で固定され、ボルトの谷径部を起点として折損していた。</li> <li>○シートポストのサドル固定部のセレーション(ギザギザ部分)が潰れていた。</li> <li>○サドルには最も後方へ移動した擦れ痕が認められた。</li> <li>○整備記録等は無く、販売時等の状態は不明である。</li> <li>○サドルとシートポストの組付けは事業者工場で行い、トルクレンチを使用し全数トルクチェックを実施し、製品を出荷している。</li> <li>○折損した固定ボルトの破面には、前方方向にラチェットマーク(起点)があり、断面の約1/2程度に疲労破壊の痕跡が認められた。</li> <li>○使用者は、事故発生時にガタつきは感じていなかった。</li> <li>●当該製品のシートポストサドル固定部のセレーションに潰れが認められることから、事故発生以前からサドル固定ボルトに緩みが発生し使用中の繰り返し応力によって折損したものと考えられるが、使用者はガタつき等を感じておらず、ボルトが緩んだ時期や経緯が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
29	A201400787 平成26年10月3日(東京都) 平成27年2月27日	車いす	不明	株式会社松永製作所	(重傷1名) 使用者が当該製品で走行中、前方へ転倒し、右脚を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品に座り、両手に荷物を持ちながら凸凹した道を足漕ぎして走行中、後方へ足が巻き込まれて転倒した。</li> <li>○当該製品は確認できず、詳細な使用状況も確認できなかった。</li> <li>●当該製品が確認できず、詳細な使用状況も不明であるため、調査できなかった。</li> </ul>	
30	A201400793 平成27年1月28日(東京都) 平成27年3月2日	ヘリウム混合ガス	なし	株式会社大創産業	(重症1名) 当該製品を利用していたところ、1名が意識を失い、重症となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ収録中に当該製品を使用した使用者(12歳)が突然倒れる事故が発生し、脳空気塞栓症と診断された。</li> <li>○当該製品は番組制作者側が廃棄しており、確認することができなかった。</li> <li>○当該製品の具体的な使用状況は確認できなかった。</li> <li>○同等品の成分分析の結果、ヘリウム、酸素以外の有害成分は認められなかった。</li> <li>○同等品には大人用と表記されていたが、番組制作者側が認識していたかは確認できなかった。</li> <li>●同等品のガス分析により、有害成分は認められなかったが、吸引したことにより事故が起きたことから、異常な使用方法または大人用の製品を子ども(12歳)が使用したため事故に至ったと推定されるが、当該製品の異常の有無及び具体的な使用方法を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> <li>なお、本体表示には、「本品は大人用です。お子様が過って使用しないよう注意すること。事故の危険がある」旨、記載されている。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
31	A201400799 平成27年2月16日(香川県) 平成27年3月3日	電気ストーブ (オイルヒーター)	471015G	ユー・ティール・シー・ ジャパン(株)(デロンキ・ ジャパン(株)が事業承 継)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生 し、1名が死亡した。現場に 当該製品があった。	○当該製品の外郭は著しく焼損し、熱によるラジエーターのフィンの膨張により、上部に膨らみが認められた。 ○製品内部の焼損は著しく、運転スイッチ、サーモスタット等の部品は確認できなかった。 ○確認できた電源コード、内部配線、ヒーターエレメント等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められな かった。 ○当該製品の電源プラグが接続されていたテーブルタップは、電源コードが断線し、溶融痕が認められたが、一 次痕か二次痕かの特定には至らなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品が あったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201400838 平成27年2月28日(滋賀県) 平成27年3月13日	液晶テレビ	KDL-26J5	ソニーイーエムシー エス株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生し、1名が火傷 を負った。	○当該製品は本体部分が著しく焼損しており、筐体等の金属部と背面側に取り付けられた基板(インバーター基 板、電源基板、信号処理基板)は残存していたが、電気部品の一部は焼失していた。 ○残存する基板、部品及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの一部が確認され、断線部に溶融痕は認められなかったが、ほとんどの部分が確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品が あったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A201400841 平成27年1月4日(福島県) 平成27年3月13日	スキー用ビン ディング	ELAN AMBITI ON12	エランジャパン株式 会社	(重傷1名) 当該製品を用いて滑走中、 転倒し、負傷した。	○使用者が滑走中に転倒した際、ブーツと当該製品が外れず、左足首などを負傷した。 ○当該製品に破損等の異常は認められなかった。 ○当該製品を入手できず、解放値が設定値に対して、適正であるかを確認できなかった。 ●当該製品の解放値が設定値に対して適正であるかを確認できなかったため、ブーツと当該製品が外れなかつ た原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201400848 平成27年2月12日(岡山県) 平成27年3月16日	電気カーペット	HJ-2022R	シャープ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、残存したカーペット部、発熱線及び感熱線に過熱等の異常は認められなかったが、カーペットの 大半が焼失しており、焼失部の発熱線及び感熱線は確認できなかった。 ○電源コードはプラグ部が確認できなかったが、残存したコードに出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラー部は、表側からの被熱により焼損していたが、内部の制御基板部に出火の痕跡は認められな かった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品が あったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201400851(電気 ストーブ)と同一事 故
35	A201400851 平成27年2月12日(岡山県) 平成27年3月16日	電気ストーブ	YA-D822NF	ユアサプライムス株 式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は全体的に著しく焼損していた。 ○電気部品は、ヒーター管のみが残存しており、電源コード、メインスイッチ、内部配線等は確認できなかった。 ○ヒーター管内部のヒーター線は断線しておらず、抵抗値は正常であった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品が あったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201400848(電気 カーペット)と同一事 故
36	A201400852 平成27年1月14日(群馬県) 平成27年3月17日	こたつヒーター (堀こたつ用)	MDK-Q600系	森田電工株式会社 (現 株式会社ユー イング)	(火災、死亡3名、軽傷1名) 当該製品を含む電気製品を 延長コードに接続して使用 していたところ、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発 生し、3名が死亡、1名が軽 傷を負った。	○ヒーターに、断線、短絡等の異常は認められなかった。 ○内部配線及び端子締め付けネジに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード(袋打ちコード)は全長350cm中、本体から約70cmが残存し、残存部に溶融痕等の出火の痕跡は認 められなかったが、中間スイッチ及び電源プラグは確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品が あったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
37	A201400861 平成27年2月25日(東京都) 平成27年3月19日	電気炊飯器	NP-HD18	象印マホービン株式会社	(火災) 飲食店で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂部はほぼ溶融・焼失しており、残存していたのはほぼ金属部であった。 ○IH基板、電源基板、表示基板はほぼ焼失しており確認ができなかった。 ○電源コード及びコードリールセットは焼損していたが、出火した痕跡は認められなかった。 ○残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○IH基板に直付けされたリード線端子部に溶融金属の付着があったが、付着物内部のリード線の状態は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
38	A201400866 平成27年3月12日(広島県) 平成27年3月20日	電気式浴室換気乾燥暖房機	TYK810シリーズ	TOTO株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○浴室天井に設置された当該製品は、全体的に焼損し、浴室側より天井側に著しい焼損が認められた。 ○本体天井側の電源端子台は焼失し、端子金具等の部品は確認できなかった。 ○ヒーター、ファンモーター、基板などのその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約12年
39	A201400878 平成27年3月5日(福岡県) 平成27年3月26日	電気毛布	SE-151B(三菱電機ホーム機器株式会社ブランド)	株式会社三菱電機製作所(現三菱電機ホーム機器株式事業承継)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は掛け毛布であるが、敷き毛布として使用していた。 ○当該製品は接続コネクタ付近の角部が焼失しており、焼失部のヒーター線の状況が確認できなかった。 ○ヒーター線の断線部及び確認されたヒーター線に溶融痕は認められなかった。 ○接続コネクタに接触不良等により過熱した痕跡は認められなかった。 ○電源コード及びコントローラーは焼損しておらず、コントローラー基板の温度調節器及び安全装置は正常に動作した。 ●当該製品の動作と残存した部品に異常が認められなかったことから、使用によりヒーター線が断線し、その際の火花が毛布に着火した可能性が考えられるが、焼失部のヒーター線の状況が確認できないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A201400888 平成27年3月(兵庫県) 平成27年3月27日	電気ストーブ	ES-K710	株式会社千住	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○樹脂製の本体外郭は、ベースの右端一部を残して、すべて溶融・焼損していた。 ○当該製品が置かれていた床のカーペットは、本体背面の電源コード口出し部付近が著しく焼損していた。 ○電源コードは、本体背面の口出し部付近で絶縁被覆が焼失して断線しており、それぞれの断線部先端に溶融痕が認められた。 ○電源スイッチ、転倒オフスイッチ、内部配線類に発熱や断線による出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コード口出し部の断線部に溶融痕が認められたことから、当該部位から出火したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A201400889 平成26年12月11日(福岡県) 平成27年3月27日	運動器具(ルームランナー)	ラボードXP70	セノー株式会社	(重傷1名) 公共施設で使用者(70歳代)が当該製品を使用していたところ、転倒し、負傷した。	○当該製品の両側にある手すりを持って、時速6kmに設定して走行中、急に速度が上がったため、使用者が転倒し負傷した。 ○当該製品からとり外されて交換された手元スイッチ及び制御基板は、廃棄されていたため確認できなかった。 ○当該製品の動作確認を行ったところ、急に速度が上がるなどの異常は確認できなかった。 ○同等品を用いたノイズ試験では、特に異常は発生しなかった。 ●当該製品の動作に異常は認められなかったが、事故発生時に取り付けられていた基板の確認ができないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201500010 平成27年2月16日(大阪府) 平成27年4月2日	カイロ(使い捨て式)	AK-30R	アイリスオーヤマ株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、腹部に低温火傷を負った。	○被害者は、使い捨てカイロをズボンのポケットの中に入れて、同じ箇所に長時間接触させて使用していたところ、腹部に低温火傷を負った。 ○当該製品は、被害者が既に廃棄済みであることから確認できなかった。 ○同等品による温度特性データによると、最高温度の範囲は51.1~59.5℃であり、事業者の設計値(68℃)以下であった。 ●当該製品の同型未使用品を用いて、温度特性試験を実施したところ、異常発熱などの異常は認められなかったが、当該製品が廃棄されて確認できないこと、詳細な使用状況が不明なため、製品に起因するか否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A201500019 平成27年3月23日(福岡県) 平成27年4月7日	電気毛布	CB-5200(株式会社東芝(現 東芝ホームテクノ株式会社)ブランド)	日本電熱株式会社 (株東芝(現 東芝ホームテクノ株式会社)ブランド)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が脚に火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は中央部の大部分が焼失し、焼失箇所のヒーター線の状況が確認できなかった。</li> <li>○残ったヒーター線の断線部に熔融痕は認められなかった。</li> <li>○断線部以外のヒーター線にループが生じている箇所があり、接触部はわずかに変色していたが、発熱の痕跡は認められなかった。</li> <li>○コントローラーの温度調節器及び過昇防止器は正常に動作した。</li> <li>●当該製品のヒーター線が重なったことで被覆が熔融し、短絡・断線した際の火花が毛布に着火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
44	A201500032 平成27年2月24日(奈良県) 平成27年4月13日	電気こたつ用コード	不明	株式会社エスジーユー	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の電源コードが、中間スイッチから約150mm器具側の位置で断線し断線部の先端に熔融痕が認められた。</li> <li>○当該製品の器具用プラグは原形を留め熔融痕等出火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○中間スイッチ、電源プラグの外かくは焼失していたが、接点等通電部に異常は認められなかった</li> <li>○当該製品に接続されていた電気こたつユニットに発火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品の電源コードの断線部に熔融痕が認められたことから、当該部位から出火したものと推定されるが、当該製品の詳細な使用状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	
45	A201500035 平成27年3月25日(奈良県) 平成27年4月14日	エアコン(室外機)	ARD22ESV6	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は事故発生の約1か月前から使用されていなかった。</li> <li>○外郭及び製品内部の樹脂部品はほとんど焼失していた。</li> <li>○天板は、たばこの吸い殻と雑巾が置かれていた左側の表面が著しく焼損していた。</li> <li>○内外連絡線は、端子盤に接続した状態で残存しており、熔融痕等の発火の痕跡は認められなかった。</li> <li>○基板の焼損が著しく、一部部品が基板から脱落しており、確認できなかった。</li> <li>○基板以外の電気部品に、発熱や発火の痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・使用期間:約10年6か月
46	A201500038 平成27年3月30日(香川県) 平成27年4月14日	介護ベッド	KQ-9631	パラマウントベッド株式会社	(火災、死亡1名、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は焼損が著しく、骨組み等の金属部品やモーター、基板等の電気部品の一部のみ残存していた。</li> <li>○電源基板及び制御基板は焼損が著しく、基板上の部品は脱落し、コンデンサー等の一部しか確認できなかった。</li> <li>○電源コードは断線し、一部しか確認できなかった。</li> <li>○モーターは3か所に取り付けられていたが、出火痕跡は認められなかった。</li> <li>●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	・A201500040(床ずれ防止用エアマットレス)と同一事故
47	A201500049 平成27年3月20日(東京都) 平成27年4月20日	ベッドフレーム	90259981	イケア・ジャパン株式会社	(重傷1名) 当該製品を組み立てていたところ、当該製品のフレームが倒れ、腹部を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、金属パイプで構成されたロフトタイプのベッドフレームで、ヘッドボード側とフットボード側のフレームを固定用ボルトで横さんと連結する構造だった。</li> <li>○固定用ボルトは、フレームの支柱の貫通穴に挿し込んだ後、指でボルトの頭(円柱部分)をつまんで回すことにより、横さん端部内側のネジ穴にボルト先端を締め込む構造であった。</li> <li>○使用者は、フレームと横さんを固定用ボルトで仮締めした後、フレームを片手で支えながら床にある別のボルトを取ろうとしたところ、フレームが倒れて身体にぶつかった。</li> <li>○同等品の固定用ボルトを指で仮締めしようとしたところ、支柱から突き出しているボルトの頭部分が短く、うまくボルトをつまんでネジ穴に挿し込めないことがあった。</li> <li>○同等品の固定用ボルトの長さを測定したところ、設計上の寸法公差を考慮した最小値が50.8mmであるのに対し、同等品には50.5mmのものがあった。</li> <li>○同等品の支柱から突き出しているボルトの頭部分の長さは、設計上の最小値が5.8mmであるのに対し、5.5mmであった。</li> <li>○当該製品は廃棄されており、フレームと横さんの連結部や固定用ボルトの寸法は確認できなかった。</li> <li>●使用者が当該製品の支柱に固定用ボルトを挿し込んだ際、支柱から突き出しているボルトの頭部分が短く、使用者がボルトの頭部分をつまんでネジ穴にボルト先端を挿し込めなかった、又はボルト先端のネジ山がわずかしかならなかつたため、ボルトが抜けてフレームが倒れ、事故に至った可能性が考えられるが、当該製品が確認できず、組立て時の詳細が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
48	A201500065 平成27年4月1日(埼玉県) 平成27年4月24日	電撃殺虫器	OBK-06S	株式会社オーム電機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、原形を留めていなかった。 ○電源基板は焼失しており、状態の確認ができなかった。 ○トランスや高電圧基板上のダイオード、セメント抵抗、コンデンサー等に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に発火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A201500079 平成27年4月19日(千葉県) 平成27年4月28日	電子レンジ	ER-J6	東芝ホームアプライアンス株式会社(現 東芝ホームテック株式会社へ事業移管)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○自動調理モードで使用していた当該製品の庫内でラップに包まれた食品が焼損していた。 ○焼損していた食品は約20gで、五訂日本食品成分表から換算した食品の重量は約50gであった。 ○事故発生時と同内容の食品を自動調理モードで行った再現試験の結果、発火には至らなかった。 ○当該製品内部の電気部品に発火した痕跡は認められなかった。 ○本体表示には「100g未満の食品は自動調理で加熱しない。手動で様子を見ながら加熱をする」旨、記載されている。 ●当該製品は、ラップをかけた少量の食品を自動調理モードで調理を行ったことでセンサーが検知出来ず、食品が過加熱状態となり発火したものと推定されるが、再現試験では発火に至らなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
50	A201500084 平成27年4月16日(兵庫県) 平成27年4月30日	水槽用サーモスタット付ヒーター	SH220(ジェックス株式会社ブランド)	ファイブブラン株式会社(ジェックス株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の残存部分には発火の痕跡は認められなかった。 ○温度コントロール部、電源コード及び電源プラグは確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に発火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A201500088 平成27年4月22日(東京都) 平成27年5月7日	配線器具(コンセント、タイマー付)	SHT151WH	株式会社ヤザワコーポレーション	(火災) 店舗で当該製品を電気製品に接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、保冷温庫(事業者不明)の電源プラグ、当該製品全体及び壁コンセントが焼損していた。 ○当該製品の差込口の刃受けは片極に焼失が認められた。 ○差込口に差し込んでいた保冷温庫の電源プラグ片極の栓刃に溶融痕が認められた。 ○保冷温庫の電源ケーブルと電源プラグとの接続箇所球形の溶融痕が認められた。 ○壁コンセントに差し込んでいた当該製品の電源プラグ及びタイマー機能部に異常は認められなかった。 ●当該製品の差し込み口と保冷温庫の電源プラグとの間の接触不良、あるいは保冷温庫の電源プラグ内部での素線と栓刃の接続不良により、異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
52	A201500102 平成26年11月28日(埼玉県) 平成27年5月13日	水槽用ポンプ	K-06	株式会社鈴木製作所	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、モーターケース部で焼損が認められた。 ○モーターケース内部の底面に水が浸入した痕跡が認められた。 ○モーターケース内の内部配線間を接続する圧着スリーブは、水が浸入した場合の影響を受けないよう、モーターケース底面から離れた位置に配線されていたが、当該製品の圧着スリーブはモーターコイル下面とケース底面間のすき間に潜り込んだ状態で発見された。 ○モーターコイル下面側の樹脂表面で絶縁抵抗が低下しており、トラッキング現象の痕跡が認められた。 ○当該製品のモーターコイル、電源プラグ、及び当該製品を接続していた延長コードなど、他の電気部品に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、モーターケース内に水が浸入したことにより、ケース底面とモーターコイル下面のすき間にあった内部配線接続部間でトラッキング現象が発生して、異常発熱し、出火したものと推定されるが、接続部が通常と異なる位置にあった経緯が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
53	A201500107 平成27年3月13日(大阪府) 平成27年5月14日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	YB-L300	株式会社ヨコモ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を含め、4個のバッテリーを収納袋に入れて充電していたが、事故発生時には当該製品のみ充電されていた。 ○収納袋内のバッテリー及び充電器のうち、当該製品のみ出火の痕跡が確認された。 ○当該製品の焼損は著しく、分解時に粉々に崩れた。 ●当該製品のバッテリーセルが出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A201500117 平成27年4月25日(愛知県) 平成27年5月18日	エアコン	ATE22NSE9-W	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は運転していなかった。 ○当該製品の室内機は、電源コードを接続する基板の端子に溶融痕が認められたが、電源コードの芯線には溶融痕は認められなかった。 ○室内機のファンモーター、端子台および内部配線に出火の痕跡は認められなかったが、制御基板、風向モーター、イオン発生器および電源プラグは確認できなかった。 ○当該製品の室外機および内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明 (製造期間から2年～4年と推定)
55	A201500139 平成27年5月2日(兵庫県) 平成27年5月28日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	FB4503PA(クリナップ株式会社ブランド:型式CWF A-450))	株式会社ハーマン(クリナップ株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部の漏電遮断器は電源コードからの接続線が端子部で焼損し、直下の樹脂台が溶融していた。漏電遮断器以外の電装部に焼損や発火の痕跡は認められなかった。 ○漏電遮断器の基板は入力端子接続部が著しく焼損していた。基板から外れていたリード線接続端子のはんだ付け足部が溶融していた。 ○漏電遮断器以外の電装部に出火や焼損に至る異常は認められなかった。 ○当該製品の内部に小動物(ネズミ)の毛や糞と噛られた痕跡が認められた。 ●当該製品は、漏電遮断器の入力端子台の基板上でトラッキング現象が発生して出火に至ったものと推定されるが、基板の一部が焼失しており確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A201500190 平成27年5月22日(東京都) 平成27年6月22日	自転車	Aspect750. 1	株式会社スコットジャパン	(重傷1名) 当該製品で走行中、後輪が外れ、転倒し、左腕を負傷した。	○左側エンドのクイックリリース上方にカムレバーの干渉とみられる塗装剥離が認められた。 ○ディレーラハンガーは変形し下方向にずれ、またクイックリリース調整ナットとの接触部には擦り傷が認められた。 ○両側のリアエンド部下面にハブ軸のネジ山と擦れた痕が認められた。 ○後輪クイックリリースに軸の歪みやネジ山の破損等は認められなかった。 ○ディスクブレーキローターには変形や大きな傷などは認められなかった。 ○フレーム、ホイール、パーツに破損や凹みなど、事故の要因と見られるような損傷は認められなかった。 ○後輪を固定するクイックリリースには、破損やパーツ欠損はなく通常使用ができた。 ○当該クイックリリースを用いた走行試験は行っていない。 ●当該製品は、クイックリリースが緩んでいたため事故に至ったものと推定されるが、クイックリリースが緩んでいた原因が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
57	A201500203 平成27年4月28日(神奈川県) 平成27年6月26日	電動アシスト自転車	PM26K	ヤマハ発動機株式会社	(重傷1名) 当該製品の前側幼児用座席に幼児(1歳)を乗せようとしたところ、スタンドが跳ね上がり、当該製品とともに幼児が転倒し、負傷した。	○当該製品は、スタンドを立てると自動でロックされる構造であったが、スタンドのロックレバーがある左側のスプリングが脱落していたため、スタンドを立てた際にロックできない状態であった。 ○脱落した左側スプリングは未回収で確認できなかった。 ○スタンド本体に変形や破損等の異常は認められず、左側スプリング取付部には、スプリングが取り付けられていた痕跡が認められた。 ○同等品スタンドは、JIS規格の耐久性を満足しており、左側スプリングは、引っ張っても容易に外れることはなかった。 ●当該製品は、スタンドのロックレバーがある左側のスプリングが脱落したため、スタンドを立てた際にロックできず、当該製品の前側幼児用座席に子供を乗せようとした時に、当該製品が前に動いてスタンドが跳ね上がり、転倒したものと考えられるが、脱落した左側スプリングが未回収で確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
58	A201500210 平成27年5月27日(大阪府) 平成27年6月30日	ベビーカー	92772	アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社	(重傷1名) 当該製品に乳児を乗せて走行中、車輪が段差に当たった際、当該製品が転倒し、乳児が頭部を負傷した。	<p>○使用者は、当該製品に乳児を乗せて店舗前のスロープを進んでいたところ、車輪が段差に当たった際に両側のハンドルが外れ、当該製品のバランスが崩れ乳児の頭部側に転倒し、乳児が頭部を負傷した。</p> <p>○使用者は転倒直前に左側のハンドルが車体のサポートピンから外れたことを認識していたが、スロープの終端までわずかであったためそのまま走行を継続した。</p> <p>○当該製品に破損などの不具合は観察されなかった。</p> <p>○同等品を用いて左側のハンドルがサポートピンから外れ、右側のハンドルのロックが不十分な状態(半掛かり)で走行試験をしたところ、段差にぶつかるなど、前方から力が加わった場合に右側ハンドルも外れ、事故発生時の状況が再現された。</p> <p>○ハンドルに対し右方向の力を加えた時、どの程度の力で右側のハンドルのロックが不可能になるかを同等品及び同事業社製の類型品について比較したところ、同等品は9.0N・m(0.45m×20N)でロック不可能な状態になり、類型品は22.3N・m(0.45m×50N)を加えても異常は認められなかった。</p> <p>○同等品では左右のハンドルのいずれかがサポートピンに確実にロックされていれば、ハンドルが外れることはなかった。</p> <p>●当該製品の左側ハンドルが車体のハンドルがサポートピンから外れた状態で、右側のハンドルのロックも不十分な状態(半掛かり)で走行したため、段差に当たった際にハンドルが外れ転倒したものと考えられるが、当該製品のハンドルには左右方向に比較的大きなぐらつきが認められ、その状況が影響した可能性もあるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	